明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一四二）　二

○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（一四三）　二

〔告　示〕

○除籍の一部が滅失した件
（法務一九五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九六）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九七～二〇二）　二

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二〇三）　三

○指定保障措置検査等実施機関を指定した件の一部を改正する件
（文部科学九四）　三

○指定情報処理機関を指定した件の一部を改正する件（同九五）　三

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地等を変更した件（厚生労働三五八）　四

○作業環境測定法施行規則第十七条の十六の規定により登録試験免除講習機関の代表者の氏名を変更した件
（同三五九）　四

○保安林の指定をする件
（農林水産一三四二～一三四七）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件
（同一三四八～一三五九）　五

○運輸審議会件名表に登載された件
（国土交通六一〇）　二

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同六一一）　二

○道路に関する件
（東北地方整備局一〇七）　二

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　郵政民営化委員会事務局　金融庁　財務省　三

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

国家試験　四

中小企業診断士試験に関する公告
（経済産業省）　四

〔公　告〕

官庁　五

有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　五

裁判所　七

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他　八

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一四二号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第三二号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法附則第五条の規定に限る。）の施行期日は平成二四年五月一八日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一一月一日とすることとした。　八

◇金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四三号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係　八

取引情報蓄積機関に対する検査等の権限について、金融庁長官から証券取引等監視委員会への委任に関する規定の整備を行うこととした。（第三八条の二関係）　九

二　関係政令の一部改正関係　九

金融庁組織令及び金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令について、所要の規定の整備を行うこととした。　九

三　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二四年一一月一日）から施行することとした。　一〇